

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和6年2月2日（金）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 研修室
- 3 出席者
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、橋本恵美、田原大輔、茅田照代
事務局：吉村書記長、河野書記長補佐、児玉書記、小竹原書記、柘植書記
- 4 欠席者
委員：坂口奈美
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 水産課長あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：此下美千雄、竹原正二
- 8 議 事
 - (1) 協議事項
 - ・遊漁規則におけるあゆるアーの取り扱いについて
 - (2) 報告事項
 - ・外来魚の再放流禁止に係る委員会指示の進捗状況および今後の予定について
 - (3) その他
 - ・議事録署名委員指名

原田会長：では、議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、此下委員と竹原委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

・遊漁規則におけるあゆルアーの取り扱いについて

原田会長：それでは、議事に入ります。

協議事項の遊漁規則におけるあゆルアーの取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局より説明を始めます。

使う資料は資料No.1と書かれているものです。

資料No.1、めくっていただきまして資料No.1-2、ホッチキスとめしてあります遊漁規則の記載方法の具体例（新旧対照表）、こちらの3種類になります。お手元の資料、特に不備等ありませんか。

では、説明を始めさせていただきます。

これまでも委員会で協議してきましたあゆルアーについて、組合内での使用の可否についても整理がなされたことを受けて、現場の漁場監視員によってあゆルアーに対する取扱いが異なるといった当初の問題は解消されることになりました。今後は、その整理を遊漁規則にどのように記載することが適当か、遊漁者に分かりやすいかという点で、本日は御協議願います。

まずは資料No.1を御覧ください。

まず一番上に書かれています遊漁規則についてです。遊漁規則とは、第5種共同漁業権者が組合員以外の者、すなわち遊漁者のする水産動植物の採捕について制限を加えるときに定めるものです。

最後に添付している資料ですが、資料1参考の新旧対照表では、右側が現行の遊漁規則になっております。漁具・漁法の制限という部分を主に抜粋させたものが載っております。

その部分だけを見ていただくと分かりますように、組合によって書き方も制限の内容もかなり異なりまして、創意工夫がなされているものになります。

遊漁規則というものは、遊漁を不当に制限するものでなければ、知事はその遊漁規則を認可しなければならないとされているからです。

資料No.1のほうの説明に戻ります。

あゆルアーの使用の可否については、前回の委員会でも取り上げさせていただきましたが、県内の漁協は、ここに記載されております3つのパターンに分類ができました。

1つ目が、ルアーもリールも使用利用可能の漁協、これが4漁協あります。2つ目に、ルアーのみ使用可能、すなわち友釣り竿を使用したあゆ釣りのみ可能である漁協、これが1漁協あります。3つ目に、ルアーもリールも使用不可能、す

なわち従来の生きたおとりあゆを使ったあゆ釣りのみ可能である漁協、これが7漁協ということでした。

また、前回の委員会では、組合としての意見がまとまっておらず回答が保留となっていた奥越漁協ですが、10月の委員会終了後、個別に打合せを行い、現状を確認いたしました。組合としても、新規遊漁者の獲得にも繋がるあゆるアーを認めていきたいというものの、既存の友釣り遊漁者との兼ね合いから、専用区や遊漁期間を別に設けたほうがいいのではないかとこの考えが組合の中で出ているということでした。

そこで、トラブル防止のために、③のルアーもリールも使用不可の取り扱いとし、今後、総会などで遊漁者に加える規制内容が決定次第、遊漁規則の変更認可の申請を行うということになりました。

この取り扱いにつきましては、足羽川漁協と九頭竜川中部漁協も同じような考えで、ルアーもリールも使用不可としています。現状は使用不可ですが、制限の内容等を調整しながら遊漁規則を変更していきたいということでしたので、そこと足並みをそろえた形になります。

では、具体例について説明していきます。

まず①については、遊漁者に制限を加えるものではないので、原則、現状の遊漁規則のままとします。ただし、竹田川漁協につきましては、先進的にあゆるアーを認めており、既に遊漁規則の中にルアーの記載がございます。

禁止事項として記載しているわけではないので修正の依頼はしませんが、今後、遊漁規則中の他の部分を修正する場合には、併せてルアーとあゆの部分を書く必要がないことを指導していきたいと考えております。

続いて、②のパターンです。若狭河川漁協のみが該当しますので、若狭河川漁協の遊漁規則を例に説明したいと思います。

新旧対照表の1枚目を御覧ください。

若狭河川漁協では、リールは使用禁止で、ルアーのみ使用できるということでしたので、表中の漁具・漁法の制限の項目の表中の規模の欄に、制限であるリールの使用は禁止と記載します。ルアーは使用できるため、制限には該当しないことから、記載はいたしません。下線の部分は必ず記載を加えていただきます。

また、従来の友釣りで針のつけ方や本数の制限をしている場合には、それと同様に、ルアーの使用を認める場合にも、漁場のトラブルを防止することを目的として、針のつけ方や場所、それらの制限を加えることも可能だということは併せて知らせます。

これは全ての漁協に通知し、意向に沿って、この部分は記載する記載しないの判断をしていただきます。特にこの書き方というのは、九頭竜川中部漁協が同じ

ように細かく記載しておりますので、こういった記載にあることで漁場でのトラブルが防止できるのではないかと考えています。

続きまして、③のパターンです。新旧対照表は2ページ以降を御覧ください。

関係する漁協の全ての遊漁規則の抜粋の新旧対照表を記載しています。遊漁規則の仕様が少しずつ異なりますが、今回は九頭竜川中部漁協を例に説明したいと思います。

まず規模の欄、一番上にルアーおよびリールは使用禁止と下線の部分を追加します。その下の部分につきましては既存のまま、赤字の部分のみ追加することになります。先ほども申しましたように、九頭竜川中部漁協は従来からこのように制限を詳しく記載していますので、参考にして頂きたいという意味です。

また、9ページに耳河川漁協の例があります。仕様が違いますので具体例として紹介させていただきます。

耳河川漁協は、遊漁に関する制限及び遊漁期間という項目がありますので、漁具・漁法という表の中の竿釣の下に「ルアーおよびリールは使用禁止」と記載することが適当ではないかなと考えています。

他の漁協につきましては、規模の欄に書いてあり、九頭竜川中部漁協とほぼ同じ記載になりますので、説明は省略させていただきます。

なお、あゆルアーの使用の可否に係る遊漁規則の変更が遊漁を不当に制限することのないよう、併せて行使規則についても同様の変更をしていただくように指導いたします。

次に、今後のスケジュールについて説明いたします。資料は、資料No.1-2を御覧ください。

漁協、県、内水面漁場管理委員会における手続をまとめております。1列目のところが時期です。今後の大まかなスケジュール感覚を把握するために記載しております。

この表中で下線がついている部分は、既に完了した手続になります。内水面漁場管理委員会の列、実態ごとの遊漁規則の例（案）の審議、これが本日の議案になっております。

本委員会での協議が終了後に、この案が取れて、遊漁規則例として各漁協に通知をいたします。漁協では、あゆ漁期開始までの総会で変更について決議し、漁協としての最終判断を行って、変更認可申請を行います。その後は、通常の遊漁規則の変更認可の手続に基づいて作業をしていきます。

ただ、このスケジュールに書いております漁協の総会は、定例の通常総会で、2月中旬から下旬頃に行われることを想定して表を作成しております。しかし、通常総会の開催時期は遅いところでは、4月頃の場合もあります。また、この方針で行くと決めていたけれども再度話し合った結果、意見がまとまらず、通常総

会では決議が見送られて、臨時総会でもう一回対応するとなると、さらに後ろにずれ込むということも考えられます。

従って、最短スケジュールでも認可は5月頃が予想されており、新しい遊漁規則の周知期間が短くなるという懸念があります。

そこで、漁協の手続の列の白抜きのダイヤのマークに記載していますように、総会での決議が終わり認可申請を行う段階で、各漁協のホームページやチラシで、遊漁規則そのものを掲載することはまだ認可されていないのでできませんが、あゆるアールの使用の可否に関する情報、例えば、「ここではあゆるアールは使用できます。ルールを守って楽しく御使用くださいです」とか、「ルアーもリールも使用することはできません」等、そういった情報を公表し、遊漁者が漁場に来る前に情報が入手できるよう利便性の向上に努めるというのを依頼していきたいと考えております。同時に、遊漁規則の変更認可の手続を行っていくというような作業を想定しております。

説明は以上になります。

今回のこの記載方法、3つの記載方法について、問題はないか、御協議のほうをよろしくお願いします。

原田会長：ただいま説明が事務局からございました内容について、何か委員から御質問がありますか。

伊田委員：事務局から最後に説明のあった部分ですが、もし③の漁協の中で、ここは可能ですよという、ルアーもリールも使用してもいいという場所をつくった場合、確かに周知する期間が多分すごく短いと思います。今の釣り人さんは大体ホームページとかを見られるとは思いますが、その辺のトラブルがないように漁業者の方に周知するのが大事かなと思います。一般的に、みんなが知るようになるまで時間がかかりますし、昔から来ているような年配の遊漁者の方は、ホームページを見ずにいらっしゃるかなと思いますので、トラブルにならないようにということを漁協さんは十分に分かっていらっしゃるとは思いますが、気を付けて頂きたいと思いました。

事務局：ありがとうございます。

此下委員：河川の中でルアーやリールは使っても良いという場所を定めたときはどの番号にあてはあるのでしょうか。

事務局：漁協から意向を聞いた現段階では、この場所ならリールを使っても良いというような専用区を設けるという話は出てこなかったのですが、当てはめてはいいませんが、専用区を設けながらルアーのみ利用可能、もしくはルアーもリールも使用可能になるので、①か②のどちらかに当てはまります。記載方法については、漁協によって大分変わってくると思います。例えば、何月何日から何月までは使用できますという記載です。現状では具体的な相談もないですが、総会等で決議していく

中で、専用区を設けて認めようとなったときは、記載方法をこちらから提案していきます。結論としては、条件つきで①か②のどちらかに当てはまるということです。

此下委員：それもしてもいい、すなわち可能性があるということですか。

当然、総会で賛成されればですが、一部そういう声が出てきたものです。

事務局：記載方法がある程度決まっていれば、それが適切か適切でないかを、他県の事例とかも照らし合わせながら回答できます。適切であれば通常総会に出して協議いただけますし、例えばこの記載方法だと遊漁者にわかりにくい表現ではないか、遊漁への制限が強過ぎるのではないかということであれば、また相談しながら、規制内容やその記載方法を修正し、次の臨時総会で協議するという対応をしていただくこととなります。条件付きで①や②は、別におかしいことではないので、また相談ください。

竹原委員：九頭竜川中部漁協は、①、②、③の中では、僕は②だと思っていましたが、③になっていますね。

僕がここ何年間ずっと役員をやっていたときには、ルアーは使用して良いということでした。その代わり、生きたあゆと同じ釣り方で、針も尾びれから何センチ、針も何本、という形でやってきたわけです。それが今回の資料で、九頭竜川中部漁協はルアーの使用はできないという結論になっています。奥越漁協さんも最終的には、ルアーで釣るべきかを色々と協議されているようです。

あゆ釣りは、やはり友釣りが主力になってくると思います。そのためには、ルアー釣りでもリール式で投げ釣りにするのではなくて、あくまでも延べ竿でルアーを使って釣っても良いと。僕は、そういう方針に漕ぎ着けたいと思っています。若い人はルアーもやりたいという形ですよ。おとり屋さんもなかなか早朝から営業することは無理です。テレビ等が取材に来て、おとりあゆが確保できないとか言っていたので、おとり屋さんも困っているところもありますけどね。

あゆの友釣りというのは、延べ竿で釣ることだと僕は思っています。岐阜県の長良川ではどういうふうな釣り方を認めているのかなと思うのですが、何かご存じでしょうか。長良川でもルアー釣りを認めているのであれば、福井県の河川も認めていくべきとは思いますが。しかし、これを先走ってやると、今度は今の友釣りのファンの人からいろんな声が出てくると思っています。

九頭竜川中部漁協の場合は、あくまでも、僕の頭の中では、ルアー釣りで、今までの友釣りの仕掛けでやってくださいという方針だと思います。針を長くするのでは無く、10センチまでというような釣り方です。

場所を幾ら指定しても、今までの友釣りのお客さんが不満を言うと思います。
僕は、あゆをルアーで釣ること自体がちょっと難しい部分があるのではないかな
と思います。

橋本委員：やっぱりよく釣れる場所、釣れない場所というのはありますからね。

田原委員：釣れない場所でルアー釣りを認めるような形に成り兼ねない。それでは今度は、
ルアー釣りをしても釣れないので不満が出ると思います。

橋本委員：そうですね。

田原委員：ただ、関東方面で流行りのルアー釣りというのは、リールですよ。

だから投げてポイントを狙ってという、その手軽さが結構若者に受けて、今ま
でやらなかった人達にも、興味を持ってもらえて、広がってきているので、向こ
うだと専用区をつくってトラブルにならないように対策をしてくれているので、そ
ういう人たちが、それこそ新幹線じゃないですけど、ぱっと来たときに、ルール
がないと多分トラブルが起こるので、予め作っておいたほうが無難かなと思いま
す。

多分ですが、漁協の考え次第ではないでしょうか。どちらかという、ちょ
っとあゆの売り上げが落ちている漁協で、むしろ新しい人を呼んで活性化するた
めに取り組んでいるところが多いのかなと感じています。

竹原委員：それが良いか、悪いかというのは、ちょっと引がかかるところがあります。

田原委員：そういう人達がいる、それが結構流行りになっている状況で、漁協としてどう
しようかということだと思います。

だから、ルアーもリールも無しという考え方があることも、全然良いと思いま
す。

事務局：③を選んでいるものの、従来の友釣り遊漁者を確保したい、新しい遊漁者達と
のトラブルを防ぎたい、漁法としてある程度は理解できているからこそ嫌だとい
う理由があって、あゆルアーは無しという考えを持っている漁協もあります。一
方で、九頭竜川中部漁協のように、ルアーやリールを認めることでどんなトラブ
ルが起きるか分からないから、まずは一旦禁止にするという漁協もあります。特
に九頭竜川中部漁協は、試行的に、9月ぐらにあゆのルアー釣りと普通の友釣
りや転がし釣りを一緒にやってみて、どんなトラブルが起きるのか。また想定以
上のトラブルは起きないのかということを確認してから、あゆルアーを認める・
認めないの判断の材料にしていきたいということでした。それも1年だけの実施
とするのか、二、三年繰り返して検証するかは、まだ今のところ決めていないと
いうことです。従来は、あゆルアーの線引きが曖昧で、ルアーの使用は良いと思
う組合員もいれば、それは友釣りではないと思う組合員もいたようです。ただ、
とりあえずは今後の新しい方針を決めるために、現在漁協としての基準がないか
ら、③としているということ。

逆を言えば、先ほど田原委員のお話じゃないですけど、竹田川漁協は先進的にあゆるアールを導入し、従来の友釣りの遊漁者とのバランスはその場で見つけていきたいみたいと考えており、全ての漁協を①もしくは②に振り分けたほうが良いというものではなく、その漁場のサイズや遊漁者層によって①～③に決めていいものかなと思っています。

追加で竹原委員からご質問のあった、岐阜県の長良川のアゆるアールの件を説明します。

事務局：長良川漁業協同組合については、遊漁規則の友釣りの欄の制限の部分に、リール、アゆるアールの使用可と記載があります。ただ、掛け針の数はいかり4本以内とか決めているようです。

事務局：ルアールの使用を認める時は、想定以上の釣り方をされる場合があるため、制限内容を細かく記載した方がトラブルを防ぐためにも適切ということです。

竹原委員：私も色々な話を聞きますが、結果的に河川での遊漁者の取り合いになっていると感じています。売上げが上がってない漁協は、そういった新しいものを取り入れて遊漁者を引き込もうとしています。

中部漁協の組合長とも、少し前にちょっと話をしましたが、今は先頭切っただけでは、アゆるアールの認可はできないと考えているようです。最終的に、県内の河川の状況を見てやろうかという。やろうかというのは、結果的にルアールは友釣りではないだろうということです。進んでやろうという気持ちはないということでした。

結果的に長良川でもアゆるアールを認めているというのは、売上げの少ないところ、少しでも新しい漁法で遊漁者を引き込むという考えで取り組んでいると思います。

原田会長：私の漁協は、大分昔からルアールは、友釣り、いわゆる延べ竿に限るということで認めており、現在まで遊漁者のトラブルはないので、これは続けるべきだなと考えています。

リールは、川幅が小さいと、どうしてもトラブルは起こりえる。トラブルが発生すると、昔から友釣りの遊漁者は逃げてしまう。そういう問題も懸念されません。

それでも、アゆるアールというのは、現在では完全に必要なことではないかと感じています。

竹原委員：ルアールは良いけれども、リールはどうかと思います。

原田会長：リールでバーっと投げてぱっと誘う海のような漁法は、川ではちょっと問題が起こると思います。

竹原委員：中部漁協も、今までルアールは延べ竿で使っても良いと思っていました。ただ、今回の資料ではリールは勿論、ルアールも不可ですね。

事務局：書類の提出後に、組合長と事務局長に個別に2回ほど確認させてもらいました。漁協内での認識が二極化しており、その状況で認可してしまうと漁場でのトラブルに発展するため、取りあえず暫定的にどちらも禁止にするということです。例えば、若狭河川漁協のように②になることもあると思います。①になることが正しい、②になることが正しいわけということではないので、その河川の利用の仕方によって違うものだと思います。逆に、結論が③のままでも悪いことでは全くありません。たしか敦賀河川漁協では、おとりあゆの販売事業を行っており、どうしても認められないという思いも聞いていますので、そこは③のままが良いと思っています。

此下委員：柔軟に変えてくれるわけですね。

事務局：勿論です。遊漁規則なので、例えば③を記載していたけれども、②に変更することもできますし、②を①に変更することもできます。漁協内で協議されて、「こういうトラブルがあったからこうしたい」とか、逆に「こういう状況であれば認可できる余地があるからこうしたい」というのは、手続的に時間は多少かかってしましますが、漁業権のように10年間変えてはいけない、変えることができないものではないです。

原田会長：漁協によって河川の状況とか色々な部分で違いますから。ただし、河川で専用区を作るとなると、これはまた難しいことになると思います。様々な問題が出てくると思います。

竹原委員：九頭竜川中部漁協の場合も、結果的に友釣りで釣れないところをルアーで許可しようかという話も出てきています。それでは許可した意味もあまりない。

結果的にルアーとリール、ルアーと延べ竿、この違いをはっきりしたほうが良いのではないかと。地方の場合は、延べ竿でルアーよりもよろしいですよというような形でやってきましたが、この線が限界ではないかなと僕は思います。

事務局：基準は漁協ごとにあると思います。例えば、従来の延べ竿で、生きたおとりあゆを使用するのかルアーを使用しても良いか。あゆを目的とした竿釣りの範囲という基準が決まっているのであれば、ホームページも含めて、そのように明確に書いたほうが良いと思います。遊漁者の方は、事前にホームページ等を確認して漁場に入ってくるはずですが、基準がどこにも記載されていないと、禁止事項は無いと判断されることもあり得ると。リールが使用できると思って、ここの漁場を選んできたのに、いざ現地に行くと禁止されていて注意されたという方がトラブルになると思います。繰り返しにはなりますが、組合としての意向、例えばルアーのみ使用可、リールは使用不可、そこをちゃんと遊漁者の方に公表するというところまでが必要な手続きだと思います。

竹原委員：サクラマス釣りでもフライとルアーとで色々揉めたことがありますよね。今回も、あゆでも友釣りで、ルアーやリールを許可すると、大もめになると思いま

す。取り返しのつかないことになるのではないかなど。それを防ぐためには、あくまでも延べ竿によるものと。そこまでの基準に留めた方が各漁協も良いのではないかと思います。

若い人をこの漁法で少しでも取り組んでいきたいなどはありますが…。今までも、友釣りというのは古風な釣り方という認識ですので、これを守っていく方が良いと、僕は思います。

此下委員：私はこの件でスキーのことをいつも思い出します。スキーを60年やっていますが、ボードに走ったこともあります。スキー場にボーダーがいて座っている。すごく邪魔になります。だけど世の中の割合は、三対七もしくは二対八、スキーが少なくなっています。

友釣りも同じことで、友釣りだけで経営が成り立つ漁協は良いですが、消費者のニーズが重要だと私は思っています。若い人だろうが、高齢者だろうが、ルアーもしくはリールで友釣をやりたいというニーズがあれば、その門戸を開けてあげなければならぬのではないかと考えています。

先ほど言いましたように、その中で、部分的に開放することもどうかと思っただけです。全面開放するのが一番良いことなのかもしれませんが。

他所のことを色々聞いていますが、トラブルがあるようなないような状態だから、本当のところは分かっていません。ただ、したい人にさせてあげるのが本當かなど。遊漁ですので、そう思っています。

原田会長：これは各漁協の状況によって考え方がみんな違うと思います。ただ、一旦ルアーを取り入れてみたが、問題が起きたからすぐに禁止するというのもどうかと思います。これは管理委員会が協議して、認可するものですから、その辺の重みを考えていただかないといけない。

それでもある程度は、漁協に任せて、総会や理事会で協議してもらうしかない。漁協の収入にも関わることですので。ただ、統一ということは無理だと思います。それは河川の大きさとか色々なことがありますので。若狭河川漁協は北川と南川の2河川あります。どちらかだけをルアーやリールの漁場とするということもできます。そういうように、川の状況が色々あるということです。

私が思うのは、やっぱりお客さん同士のトラブルを最終的に避けなければいけないということだと思います。

事務局：そうですね。今までは、九頭竜中部漁協の話を聞いていると、漁協内で見解が違ったままであったという状況ですので、一度きちっと話をさせていただききっかけにはなるのではと思います。

やはり先行きがどうなるか分からないけど、そこが不安でどうしてよいか分からないというような話はあるので、まずは、ルアーの使用とリールの使用について、意見を統一して頂いて、それを分かりやすく書き込むというところがまず原

則です。その後、お客さんの様子を見て、ここを開放しようとか部分的に開放しようとかそのような段階で進んでいくのかと思いますので、そういう認識で作業をお願いしたいと思います。

原田会長：これは各漁協に県から遊漁規則の変更手続きをどうしますかということを通知していただきまして、確認した上で進めていくということによろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

原田会長：では、そういうことで、手続きを進めさせてもらいます。

・外来魚再放流禁止に係る委員会指示の進捗状況および今後の予定について

原田会長：続きまして、報告事項に移りたいと思います。

これまで協議を重ねてきました外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について、現在の進捗状況及び今後の予定について事務局より報告をいたします。

事務局：資料は、資料2と、資料2別紙を御覧ください。

前回、10月17日の委員会から本日まで、委員会指示発令に向けて関係機関と協議を重ねてきました。その進捗を報告させていただきまして、後ほど皆さんからの案を伺いたいと思っております。

まず、外来魚の再放流禁止に係る委員会指示についての進捗です。

前回の第13回内水面漁場管理委員会においては、普及啓発での委員会指示の発令、コクチバス釣りの心理や実態の把握の必要性、関係漁協が指示の発令に賛成となるよう継続して協議する必要があるというような結論になりました。

そこで、まず11月27日に、委員会から天谷会長代理や田原委員、また内水面センターの所長、事務局が参加して、サクラマスレストレーションの安田氏と意見交換を行いました。そこでは、コクチバス釣りの実態の把握や、委員会指示発令における課題の対策を検討していただきました。そこで、現地視察を行った上で意見交換、協議をしてはどうかという話が出ました。

また、11月30日には、内水面漁協の役職員研修会が芦原で開催されまして、そこには県内の内水面漁協の組合長の方、役職の方、内水面漁連が出席されておりました。

内水面漁業を取り巻く環境の変化という項目で、私から講演をさせていただきました。現在、委員会指示発令に対して漁協が考えていることや今後の方針、また、これまで協議には参加していなかった漁協に対しても、現在の状況や委員会指示発令に向けての動きやこういう反対の意見もあるというような状況を共有していただきました。

また、12月19日には奥越漁協の組合長と事務局で意見交換を行いました。そこで、理事は委員会指示に関して、全員ではなくても概ね賛成という状況になって

いることや、コクチバスの処分に関しては、大野市役所にも協力を依頼する方が、より指示が有効なものになるのではないかという意見があったので、大野市役所にどのような要望をしたら、指示の効果を高めることができるかという意見交換も行いました。

その後、12月25日、大野市漁協の組合長である此下委員と事務局で意見交換を行いました。大野市漁協が現在実施している、1尾1000円でコクチバスを買い取っている制度を、委員会指示発令後に悪用されるみたいなことがないように、対象者を組合員に限定する、もしくは制度そのものを廃止することは可能かということ、19日に奥越漁協から出た大野市役所への要望について、同じ大野市管内の漁業としても足並みをそろえて要望することはできないか等を意見交換しました。

また、表の米印になりますが、10月17日の委員会での結論ですとか、11月27日に出た意見を踏まえて、奥越漁協の組合長には、委員会指示発令に関する内水面の管理委員会の委員との意見交換会やダム湖の現地視察というのは実施可能ですかというような御質問をさせていただいたところ、それも大丈夫ですよ、可能ですよということを正式に回答いただきました。

そこで委員会としても、奥越漁協と意見交換会というものを実施し、まずは委員会指示発令に関する奥越漁協の是非を確認した上で、指示発令に対して奥越漁協が抱える課題、そういったものや対策案について意見交換ができないかなと思っております。こういったことを意見交換することで、確実に指示が発令できる環境に整えていくことができたらなと考えております。

また、指示を発令する上で抱える課題としては、今までの委員会でも考えられておまして、コクチバスの処分方法についてです。奥越漁協によると、ダム湖では遊漁者1人当たりの釣獲数が多く、数に関しては人によって振り幅がありますので尾数は正確にはわかりませんが、他の漁協のように一時保管ができないということです。ある程度魚がストックされてきたら、内水面総合センターに持ち込むというのが九頭竜川中部漁協、勝山市漁協、大野市漁協で実施している処分方法です。奥越漁協の場合は、よほどの保管スペース、すなわち大型のストッカーがない限りは一時保管後に内水面総合センターに持ち込んで処分という方法では不可能だということです。

また、コクチバスの釣り客、奥越漁協では雑魚にはなっていますが、その遊漁者の減少をひどく懸念しているということがありました。

この雑魚の遊漁者の減少の懸念ということで、資料2の別紙のほうに移ってください。

コクチバス釣りにどれだけ頼っているかというのも、今まで整理したことがなかったもので、過去10年間の奥越漁協の遊漁券の売上枚数の推移から分かることとして状況をまとめました。

まず、図1を見てください。令和1年から雑魚の日券の売上げが急増したということで、これは貸しボート業が開始された年になっております。また、令和2年から紫色の部分のあゆの日券が急増しました。これについても、どんな取組みを実施したのか確認したところ、主な要因としてあゆの高密度放流がありました。今までは広い区間にあゆを放流していたものを、区間を狭めて、釣り場はここというふうに高密度に放流したということや、その高密度放流の試し釣りの様子をユーチューブでアップし、誘客を図ったということです。

その結果、更に翌年のあゆの年券の売上げ枚数が、黄緑の部分になりますが、その部分が増えて、紫色の部分がちょっと減っているのので、紫色の部分がもしかしたら緑に移行したのではないかというふうに見て取れました。

続いて、図2になります。遊漁券の売上額に占める雑魚年券及び日券の合計の割合をオレンジ色の折れ線グラフで書いています。その割合が、令和2年には7から8割ぐらいにまで減って、以後そこで落ち着いている。今までは、100%に限りなく近い九十何%だったものが、年変動はありますが、七～八割に抑えられているという変化も見て取れました。

雑魚券を購入する遊漁者のうち、コクチバスを目的とした遊漁の割合というものと、漁業権設定業種すなわちいわなとかやまめ、そういう溪流魚を目的とした遊漁の割合までは、もともと雑魚券という扱いですので分かりません。ただ、コクチバスに完全に頼り切った漁場であるとは言い切れませんが、委員会指示を出すことで遊漁層が変化する可能性はあるかなと考えております。

例えば、コクチバスのリリースありきの釣りを楽しみたいという人は、この指示が出るならこの漁場には行かないという人もいるかもしれません。ただ、指示を発令することで、駆除を目的とすることになります。今までは、ブラックバス釣りというところとちょっと後ろめたいという気持ちがあつて遊漁ができなかったという、最近の水産関係の報告でよく出ている潜在遊漁者という、そういう層の人たちがこの漁場に来るということも考えられるので、この指示が完全にコクチバス釣り客の減少につながるかと言われると、現段階ではちょっと分からない、不明な部分が多いと感じています。

また、補足情報にはなりますが、令和1年から毎年どんどん遊漁者は増えていきます。増加した遊漁者の定着及び新規遊漁者層の獲得を目的として、どんな取組みを行っているのかと質問をさせていただいたところ、フォトコンテスを開催したり、国交省主体のバス駆除大会をしたり、ふるさと納税の返礼品として遊漁券を使ったり、定期的にダムサイトを釣り場として開放を行っているというようなことも聞きました。

また、国交省主体のバス駆除など、そういったイベントでは、漁協がコクチバスを加工品として振る舞うこともしているそうで、食用として皆さんに提供して、概ね好評を得ていると聞きました。

資料2に戻ってください。

対策案です。

まずは、大前提として、この指示が出たとしてもコクチバスは、持ち帰りを徹底してもらうということが大事だとは思っています。ただ、持ち帰ることができないという理由でコクチバスのリリースにつながってしまう、指示に反することがないように、処分に関しても何らかの措置があったほうがいいと考えています。そのためにも、今後は、大野市役所と協議を重ねていく予定です。今、想定できる大野市に要望できるものとしては、道の駅に回収ボックスを設置すること。道の駅ということで、人の監視が必ず存在するので、回収ボックスを壊すとか悪用すると可能性が極めて低いのではないかとということ。道の駅は市の施設ですので、回収も協力してもらうことが可能なのではないかとこの考えがあります。

また焼却についてです。もし万が一、漁協で大きなストッカーを準備して、焼却施設へ持ち込む場合に、その焼却費用の免除や補助が可能かということです。

どこまでできるか分らないですが、そのような相談を奥越漁協と大野市漁協の両組合長と2月中旬、この委員会が終わった後に相談に行く予定です。

また委員の皆様からも、他にこういったことができるのではないかとこの問いがありましたら是非教えてください。

あとは、コクチバスに頼らない漁場づくりです。もともとは大型のいわなややまめの漁場であったということも聞いております。委員会指示発令で遊漁者層が切り替わる。漁協としても、コクチバスに頼った漁協というよりは、在来魚に切り替えていきたいということを話していました。

最後に、食用としての有効活用です。もう既にイベントを通して、あとは給食でも加工品を提供しているということでしたので、一定の規格をクリアしたコクチバスは、例えば漁協として有効活用して組合事業にする等、処分とは別の方法もあるのではないかと考えています。

今申し上げました内容を、是非意見交換会でも話していければと考えております。

次に裏面になります。

現地視察と意見交換会のスケジュール案です。

案としては3つ考えられたので、お示しさせていただいております。

時期としては3月の下旬から4月の上旬ぐらいで、奥越地方の雪解けを待つべきだと考えています。現地を見るのであまり雪深いと行くことができないという

可能性もあるので、3月下旬になるか4月上旬になるか、それ以降なのか、詳しい日程はまだ決まっています。

案1では、午前中に委員会を開催し、同日の午後から現地視察を行う。案2、案3は、委員会と別日に現地視察と意見交換を行います。案3になると、集合の時間が午後ではなく午前になるので、解散も少し早くなるという点が違います。

補足ですが、意見交換会と視察はバスを借り上げて現地に行きたいと考えています。駐車場の関係で、発着は内水面総合センターと考えていますが、現地集合、現地解散の方が御都合が良い方もいらっしゃると思いますので、それも可能です。

また、案1の同日に委員会を開催する場合、委員会をまず午前中に開催して午後に現地視察ですので、利便性の面から、この場合も委員会は内水面センターで開催します。

ただ、どの案でも日程は奥越漁協の都合がありますので、やむを得ず欠席となってしまう方も出てくることと思います。また、例えば案1だったら午前中は欠席だけど午後だけ出席可能ということも大丈夫です。日程が合う希望委員が参加するというような形を考えております。

委員の皆様には、案1、案2、案3のうちどの日程で行うのが良いのか。どの案でも構わない等、御意見を伺いたいと思っております。

以上です。

原田会長：今事務局から説明がありました内容について、今後の予定として、奥越漁協との意見交換会および現地視察日程を案の1から3のなかから選んで頂きたい。

しかし、嶺南から来ようと思うと、1以外は難しいかもしれません。皆さんどうでしょうか。

これも強制ではございませんので、できる範囲で御協力していただきたいと思っております。

橋本委員：参加できるかは分からないですけど、1日で終わると良いかなと思います。

原田会長：では案1でどうでしょう。

冨田委員：案1が良いと思います。1日で終わるほうが良いと思います。

事務局：1の案ですと5時半ぐらいに内水面総合センターに到着予定なので、拘束時間が丸1日をお願いすることになりますが、大丈夫でしょうか。

橋本委員：それは割り切り、1日で一気に集中的にやったほうが良いと私は思います。

原田会長：では案1でどうでしょう。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：奥越漁協の都合を優先した上で、案1を要望して下さい。

冨田委員：漁協さんが希望されるのだったら、現地視察が先でも構いません。

事務局：1日の中で、先に現地視察と意見交換をして、午後から委員会でも構わないということですね。

それでは、日程を組んで、候補日が何個か出てくると思いますので、その中で皆さんの出席率等を考慮しながら日程調整を進めていきたいと思います。

田原委員：日程ではないですが、資料2のことでちょっと質問があります。奥越漁協にヒアリングして出てきた漁協の取組というところで、定期的にダムサイトを釣り場として開放しているとあります。

国交省と共同で実施する駆除のときはあそこを開放しますよね。それ以外にも、遊漁券を買った人に対して、あそこを釣り場として年4から5回開放しているということでしょうか。

事務局：遊漁券の日券を購入していただいていたと思います。ダムの管理事務所の人と話し合っ、ダムサイトの上から、定期ではないようです。年とかによっても回数は変わるそうです。本来、あそこは開放されていない場所ですので。ただ、あくまでも、ここにもコクチバスがいるということを伝える、どちらかといえば駆除目的に近いです。

田原委員：やっぱり駆除目的ですか。漁協も協力する形ですね。

事務局：そうですね。国交省と漁協の立会いの下で、遊漁者が単独で釣りをするのはなく、駆除目的の開放イベントを実施していると聞きました。

田原委員：その主の目的は駆除目的ですね。

事務局：駆除だと思います。イベントの次第を拝見したのではなく、口頭で教えてもらったので詳細はわかりません。ただ単に、ここで釣りができるよとすると、普段対することはできない場所ですので、こういう場所までコクチバスがいるんだということと、釣りで駆除ができるということ、そういう本当の現状を伝えるには、やはり現地を見せるのが一番効果的なようです。なかなか要望があったからいつでも開放できるということではないようですが。それで日券を購入していただいていると聞いています。

田原委員：ありがとうございました。

原田会長：では、改めて、今度の現地視察は、1の案で進めさせていただきます。

それでは、これで報告事項は終わります。続いて、その他の項目に移ります。

まず、事務局から何かございますか。

事務局：はい。では、資料3を御覧ください。

5月17日に開催しました委員会において、漁場計画の作成の際に委員の皆さんから意見を伺いましたが、日野川漁協に免許しております内共第3号における滝波ダムでの漁場利用に係る漁業調整の現在の状況について、本委員会でも共有していただきたいと思い、その他の項目として議題に上げさせていただきました。

まずは、これまでの経緯について、5月の委員会の説明と重なる部分がございますが、改めて説明させていただきます。

1、これまでの経緯という部分を御覧ください。

令和3年の4月頃から、福井市滝波町の滝波ダムでヘラブナ釣りを楽しむ遊漁者の団体、日本へら鮎釣研究会福井県支部、以下、遊漁団体と省略させていただきますが、そこから漁場利用について漁業権者である日野川漁協と折り合いがつかないという相談を受けまして、水産課としても遊漁団体や日野川漁協と協議を重ねて、双方との調整を図ってきました。

過去は、漁場利用について互いに情報や考えの共有がなされていたようですが、長い年月をかけて知らぬ間にそのような協議が無くなり、遊漁者団体の主張と日野川の主張に大きな違いが生じるようになったようです。

その後、令和4年12月に遊漁団体から水産課長宛てに、滝波ダムの漁業権取消しの申入れがありました。

令和5年5月には、当委員会で第15次漁業権免許に関する漁場計画の審議の際、遊漁団体からの上記申入れ内容についても説明し、審議したうえで、漁場計画は妥当であるという答申を本委員会で行いました。

その後、令和5年8月に、5月の委員会の議事録を提供してほしいという要望があったため、写しを提供しました。

令和5年9月に第15次漁業権免許が交付され、滝波ダムを含む漁場を内共第3号として日野川漁協に免許いたしました。

令和5年11月には、遊漁団体の北陸地区長から水産課長宛てに、漁業権免許に関する抗議文が提出されました。

その後、令和6年1月に水産課が遊漁団体からの抗議の内容について詳細の聞き取りを行いました。

以上が現在までの状況を時系列でまとめたものです。

申入れや抗議文での遊漁団体の主張は、2になります。

滝波ダムは、自分たちがフナの放流や草刈り、またカワウ対策の糸張りなど、漁場環境の維持の役割を担ってきた。漁業権者である日野川漁協の管理が不十分で、それは漁業法168条の「当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」の水産動植物の増殖をする場合に該当しない。そのため、内共第3号から滝波ダムを除外すべきだというものでした。

これらの主張に対して、県の考えとしては、まず、第五種共同漁業権は1河川1漁業権で、その漁場の区域というものは、河川における増殖及び漁場の管理の面から考えて、その河川全体とすることが原則になっています。そのため漁業権は水系全体で免許するもので、特段の理由なく、切り刻んだり、ピンポイントで

区域を外したりするものではないという考えのもとで免許しています。また、日野川水系については、あゆ、こい、ふな、いわな、やまめが生息し、漁業及び遊漁が行われる漁場で、漁協も目標増殖量以上の放流や漁場整備活動、看板の設置など、漁場を適切かつ有効に活用している状況であったため、活用漁業権に該当し、免許しました。

広い漁場、水系の中で、ある一部分の増殖行為が不十分であるから増殖をしていないと考えるのではなく、水系全体で考えて在来魚など生態系に考慮しながら増殖を行うことが望ましいというふうに考えております。

また、仮に一部の水面の漁業権を外した場合、水系全体の生態系の保全や漁場管理というものは県や漁協によって行っていますが、そこに悪影響が生じるおそれがあるといった見解から、滝波ダムを含んで漁業権を設定し、免許をいたしました。

したがって、本件に対して今後の対応としては、県が仲介しながら、日野川漁協と遊漁団体の中で漁場利用に関する協議を継続していきたいと思っております。

事務局から、漁場利用という面での報告をさせていただきました。

以上です。

原田会長：滝波ダムの状況は、今説明があったとおりのような状態でございます。皆さん御承知のほど、よろしく願いいたします。

これは日野川漁協と遊漁団体の問題ですね。

しかし、日野川漁協が免許を持っている以上、もう少ししっかり指導したり、話し合いをしていただく必要がありますね。

事務局：そうですね。遊漁団体の要望は日野川漁協の漁業権を取り消すことであり、両者での話し合いは平行線のため、免許を行った県に要望しているという状況です。

天谷委員：ヘラブナは漁業権魚種ですか。

事務局：漁業権魚種になっています。

天谷委員：フナということですよ。

事務局：はい。日野川水系ではフナを漁業権魚種として免許しています。日野川の下流側のほうにフナが生息していて、そこが漁場なので、日野川漁協はそこに対してフナを放流して義務を果たしているという形です。しかし、漁業権の区域というのは上流から末端まで全部を一つにして考えています。

本来は滝波ダムにはフナなんていなかったはず。漁業権者側から言うと、勝手にフナを放流されている。遊漁団体側は、これは私たちが放流したのでここでフナ釣りができるということです。日野川は十分な増殖をやっていないという主張になるわけですね。

橋本委員：厳しいですね。

事務局：要するにその部分の日野川の漁業権を外して、私たちが自由に釣りをできる環境にしたいという主張をしています。

橋本委員：遊漁団体は組合員ですか。

事務局：いえ、違います。

原田会長：それは問題ですね。組合員でないならば、日野川に権利を2つ持たせるということになります。

橋本委員：滝波ダムでヘラブナ釣りをする場合は、基本的には日野川漁協に遊漁料を払わなければいけませんよね。

事務局：そうです。

原田会長：自分達が放流したので、自分達に権利があるという主張ですね。

事務局：ただ放流した時点でそれは無主物になりますので、法的な裏づけがない限りは、遊漁料の徴収を求めるような権利というのは発生しません。

そこで、滝波ダムに釣りに来られる方と遊漁団体との間での交渉の上で、納得してお金を払っていただいているという状況です。

原田会長：これははっきりしなければいけない問題だと思います。若狭河川漁協の場合だと、河内川ダムにあゆをよその者が来て放流して、これは自分が放流したあゆだから自分のものだと主張しかねない。

事務局：同じことです。構図としては同じです。

原田会長：まして、組合員じゃないというところが難しいですね。

事務局：そうです。

天谷委員：勝手に放流すること自体問題があると思います。やっぱりそこにはその生態系があるので、配慮すべきです。

事務局：組合員になるよう提案したこともあります。放流する場合も、由来が分かる内水面漁連等を通じて種苗を購入するようにと伝えていきます。また日野川漁協は、フナをそこで釣りたいという要望に応えるために、去年からフナを放流しています。そのため、去年から目標増殖量をはるかに超える数量を放流しています。

それに対しては、自分たちが求めるような大きさのフナではないと主張し、漁業権管理は全うされてないと言われている状況です。

具体的な数値として、日野川漁協は100キロ近く放流していますが、遊漁団体は1トンぐらいの放流を要望しています。

天谷委員：福井県の方たちですか。

事務局：福井県の方です。福井支部です。

原田会長：組合員でないとなると、活動はしにくいですね。

事務局：もう一つの案としては、私有水面でヘラブナ釣りをやるということです。漁業権が設定されてない水面でやっていただくということであれば、法には触れない

ので。勝手な放流も、外来生物法の対象にはなっていないので、特に法的な規制はない状況になります。

天谷委員：ダムそのものは、どこの管理ですか。

事務局：福井市です。県が業務管理を福井市に委託しています。

天谷委員：何を目的としたダムですか。

事務局：多目的ダムです。

天谷委員：ダムの私物化になりませんか。

事務局：公有水面を私的に利用するという整理にはなると思いますが、だから、それがどこまで認められるかということです。これがもし釣りでなければ、漁業法の枠組みからは外れます。例えばボートの練習場にしたいという利用方法であれば、管理者が認可することで、実施できるということになります。

事務局：一番は治水目的のダムですね。大雨のときに、田んぼに浸水しないように調整するダムです。

原田会長：多目的ダムですね。

事務局：実際、漁業権漁場において管理釣り場的な使用の仕方というのは、全国的にもあります。そういう場合は、漁業権者との間でしっかり協議をして、利用の仕方や発生する料金の支払いを取り決めた上で、優先的に使わせていただくというような形をするのが普通です。

原田会長：施設管理者は関係ないのですか。

事務局：施設管理者は、当然、使用許可を出します。目的外使用になります。ヘラブナの放流も当てはまります。福井市にその申請を行和必要がありますが、このような問題が生じているため、現在は目的外使用の許可は出せませんというような状況にはなっています。

原田会長：妥当ですね。放流して、それで遊漁料を獲るということは、多目的ダムには反していませんか。

事務局：市としては、そういう多目的に造られたダムをいろんな形で活用していただくというのは、プラスに捉えていると思います。山奥の地域でそういうふうな活用ができれば様々な効果がありますので。

原田会長：遊漁料は、日野川漁協に入るのですか。

事務局：いいえ、現地で遊漁団体の方が協力金として集めているようです。それを原資に遊漁団体が放流していたようです。要するに漁業権もどきのような行為をやっていたということです。

天谷委員：それは問題ですね。

事務局：協力費とは言っています。そこで釣りをする人にバッジか何かをつけて納めているか納めてないかを判断しているようです。

中身を聞くと、決して悪徳なやり方をしているわけではないです。ぼろ儲けしているとか、そういうことは一切ない。本当に放流費をみんなで賄いましょうという形でやっている。釣り人としての気持ちは非常に純粋な方達だと思います。

ただ、これを制度的に認めてしまうと、悪用する人たちも多分出てくると思います。いろんな漁場でこの条件に合致するところがあります。そこを放流することによって自分たちの漁場だと主張ができるという状況になれば、至る所で同じようなことをやる人が出てくるかもしれないと感じています。

天谷委員：もう既にしようとしている人はいると思います。

原田会長：昔、滋賀県でも同じようなことがあったと聞いたことがあります。暴力団が漁業を支配したと。だから漁業権が免許されている以上、しっかり線引きしないと、やりたい放題の状況になる。

事務局：日野川漁協も話し合いをして、組合員になりませんかという提案や、遊漁団体が大会をする場合は商品を出して協力すると伝えています。

ただ、権利は漁協であり、もしそういうことをするのであれば、相談しながら、良い漁場づくりと一緒に考えていきたいという趣旨を伝えているようです。しかし、遊漁団体は漁業権があること納得されていないので、立ち戻ったりする状況です。

原田会長：それを県に要望するのはどうなのかと思います。

事務局：漁業権の免許に異議ありという言い方もされていますので致し方ないかとは思いますが。ただ、県も自分たちの手続きが間違えていたとは思っていませんので。

そこを追及していくのであれば裁判で明らかにする。行政の手続きが不備であるというところを訴えるしかないということですが、そこが主目的ではないので。純粋に滝波ダムでヘラブナ釣りをしたい、釣り大会をしたいということですので、県と漁業権の有無を争うつもりは多分無いと思います。

原田会長：日野川漁協と仲良く漁場を利用してくれれば、何も言うことないということですね。

事務局：そうです。両方で話をして頂くことが一番解決の方法だと思っています。

橋本委員：組合員になることが一番良い方法ではないですか。

私は、いわなややまめ等トラウト系なので、少し違うかもしれませんが。例えば、キャッチアンドリリースをやるような釣り場を増やす一番手っ取り早い方法は、組合員になって内側から賛同を得ることが重要かと思います。方向がちょっと違う感じがします。

事務局：ある意味、純粋なやり方かと思います。

橋本委員：確かに。でも、こういうダムがあるからヘラブナが育成できるということですよ。育つというか、自分たちが求めるサイズのヘラブナが育つということですよ。

事務局：滝波ダムにはブラックバスもいるようで、小さいフナを放流しても、そこで増殖が行われていることはないと言われています。漁協が放流すると、通常小さいフナを放流して、その場で大きくしますが、遊漁団体は、それよりも大きい、要するに捕食されないサイズのフナを放流して欲しいということです。

原田会長：これはセンターを通して入れているのか、独自にやっているのかどちらですか。

事務局：独自で行っています。遊漁団体の全国組織が取りまとめて、出荷調整を行っているようです。内水面漁連を通じての種苗ではないです。

原田会長：そうであれば、どんな種苗を入れても分かりませんね。そういう放流の仕方をする、もし外来種が混入していたとしても分からない。

事務局：日野川漁協も、そういう懸念があるので、放流を勝手にしないでほしいと言っているというところはあります。

原田会長：それは、きちっとしてほしいところです。ヘラブナだけならいいけれども、何か混ざっていると、それこそ繁殖になってしまう。埴みみたいなものですから。これは日野川漁協の問題だから、日野川漁協でやっぱり解決してもらおう問題だと思います。

ほかに何かありますか。

事務局のほうもありませんか。

(「なし」の声あり)

原田会長：以上をもって本委員会を終了したいと思います。

御苦労様でした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員